

土地の境界問題でお困りの方へ

8/20
(木)

土地の正しい境界線がどこかわからない・・・
境界トラブルを解決したい・・・

土地の境界紛争に関する 相談会の開設のご案内

無料
予約制

静岡地方法務局と静岡境界紛争解決センターでは、土地の境界をめぐる紛争について、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADR(裁判外紛争解決制度)による解決手段の提案並びに当該手段の概要(費用、効果及び処理期間等)の紹介及び利用方法について説明するなど、相談内容に応じた適切な解決方法の案内をするための相談会を次のとおり開設します。

1. 開設日時

令和2年8月20日(木)

午前の部 午前10時から正午まで

午後の部 午後1時から午後5時まで(最終受付午後4時)

※1回の相談時間を1時間までとして、原則**予約制**とします。

※相談費用は**無料**です。

※**関係資料をご持参**いただくと、ご相談が円滑に進みます。

2. 相談会場

静岡地方法務局(静岡市葵区追手町9番50号) 大会議室(2階)

3. 相談の予約先

静岡地方法務局不動産登記部門 地図整備室・筆界特定室

TEL 054-254-3555(代表)

音声ガイダンス終了後、「5」を選択し、「境界問題相談会の予約」と伝えてください。

4. 相談員

法務局職員・認定土地家屋調査士

※新型コロナ対策として、マスク着用の上、少人数でお越しください。

また、会場では検温、手指洗浄にご協力願います。

※緊急事態宣言や県の要請により、中止等を検討する場合があります。

静岡地方法務局

〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50

TEL 054-254-3555

静岡県土地家屋調査士会
静岡境界紛争解決センター

〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-16-10

TEL 054-282-0910